

「(仮称) 奈良県脱炭素戦略」策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施説明書

第1 業務の目的

県では、2050年における温室効果ガスの実質排出量ゼロ(ゼロカーボンシティ)を目指すにあたり、令和3年3月に策定した「奈良県環境総合計画(2021-2025)」において、施策の柱の1つとして「脱炭素社会の構築」を掲げている。また、目標達成のうえでは、①「温室効果ガスの排出削減」と②「二酸化炭素吸収源の整備」という両輪で、連携した施策・事業の推進を図ることとしており、それぞれ、「第4次奈良県エネルギービジョン(令和4年3月策定)」及び「奈良県森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する指針(令和3年3月策定)」に基づき、具体的な施策を実施しているところである。

引き続き、エネルギー施策及び二酸化炭素吸収源整備施策等を一体的かつ効果的に推進するため、「(仮称) 奈良県脱炭素戦略」を策定する。

第2 一般事項

1 委託業務名

「(仮称) 奈良県脱炭素戦略」策定支援業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月21日まで

3 委託金額

28,435千円(消費税及び地方消費税を含む。)の範囲内
支払いは委託業務の履行確認後、一括して行う

4 プロポーザルの性格

- ・本プロポーザルは公募型により実施
- ・本プロポーザルは、与えられた条件下において、参加者の調査・企画力を、「提案」を通して評価し委託業者を選定するものであり、調査等の業務は必ずしも委託業者の提案どおりに実施するものではない。

5 問い合わせ先

(令和6年3月31日まで)

奈良県 水循環・森林・景観環境部 環境政策課 エネルギー・温暖化対策係

〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁舎主棟2階

TEL : 0742-27-8016 FAX : 0742-22-1668

E-mail : energy-kankyo@office.pref.nara.lg.jp

(令和6年4月1日以降)

奈良県 環境森林部 脱炭素・水素社会推進課 脱炭素企画係

〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁舎主棟2階

TEL : 0742-27-8031 FAX : 0742-27-5280

E-mail : energy-kankyo@office.pref.nara.lg.jp

第3 業務の内容

1 各種調査及び評価・分析等

(1) 再生可能エネルギー導入状況等エネルギーに関する調査

全国・県内における再生可能エネルギー（太陽光発電、ソーラーシェアリング、小水力発電、風力発電、木質バイオマス発電、木質バイオマス熱利用、太陽熱利用システム等）導入状況及びポテンシャル、エネルギー高度利用技術（地域マイクログリッド、次世代自動車の活用、VPP等）導入状況、産業・業務・運輸などの各部門でのエネルギー消費、災害時における自治体の非常用電源確保状況、エネルギー需給状況等について調査を行い、評価・分析をすること。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」に基づく促進区域の基準について、他府県等の設定状況を把握し、本県における基準を提案すること。

<主な項目>

- (ア) 政策動向、国計画及び前提条件の整理
- (イ) 全国・県内の現状整理・分析
- (ウ) 促進区域の基準の設定に関する提案
- (エ) (ア)～(ウ)を踏まえたうえでの本県の今後の再生可能エネルギー導入量の推計

(2) 県内における電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）の普及課題調査

県内におけるEV・FCVの普及を見越し、県民等への実態調査の実施（EV車ディーラーへのアンケート・ヒアリング調査、県民アンケート等）及び全国事例（県内における電気自動車及び充電器の普及度合い、他都道府県における設置目標及びその根拠）の整理を行い、評価・分析をすること。

<主な項目>

- (ア) 政策動向、国計画及び前提条件の整理
- (イ) 全国・県内の現状整理・分析
- (ウ) 県民等への実態調査
- (エ) (ア)～(ウ)を踏まえたうえでの県内のEV・FCVの普及課題の整理及び今後の導入方針・目標の提案

(3) 新たな金融手法（サステナブルファイナンス）導入調査

県内各企業の削減行動を促進するため、サステナビリティ・リンク・ローン（企業や行政機関が環境や社会的な側面に焦点を当て、その改善や維持をサポートするための融資形態の1つ）を有効に活用できるしくみを他府県の事例等を調査し、その実効性・導入実現性について評価・分析すること。

<主な項目>

- (ア) 他府県事例の調査・分析
- (イ) 金融機関等へのヒアリング調査
- (ウ) (ア)～(イ)を踏まえたうえでの事業可能性の整理

(4) 水素利活用計画の作成

国や他府県の水素エネルギーの利活用等について情報収集・整理の上、水素関連事業者に対してヒアリングを実施し、県内での水素製造・貯蔵・運搬に関する事業可能性を検討し、水素利活用計画を作成すること。

<主な項目>

- (ア) 政策動向、国計画及び前提条件の整理
- (イ) 県内水素需要調査
- (ウ) 水素製造等手法の整理（水素製造事業者等へのヒアリング）
- (エ) (ア)～(ウ)を踏まえたうえでの事業採算性の検討（補助金の活用や先行投資価値等を含む）
- (オ) 水素利活用計画の作成

(5) 有識者へのヒアリング調査

本戦略策定にあたり、先進地での取組について有識者への意見聴取を行うこと。

(6) 脱炭素ロードマップの策定

①～⑤を踏まえ、2050年カーボンニュートラルの実現、2030年の中間目標を達成するために必要となる、産業・業務・運輸などの各部門におけるエネルギー利用に関する施策、二酸化炭素吸収源整備等に関する施策等を整理し、「(仮称)奈良県脱炭素戦略」を提案するとともに、ロードマップを作成すること。

2 その他の業務

- ・受注者は本業務に先立ち、業務計画書を作成し、発注者に提出すること。
- ・発注者と受注者は必要に応じ協議を実施する。打ち合わせの形態については、対面以外にオンライン形式も該当とする。発注者と受注者が打ち合わせを行った場合、打ち合わせ記録を作成し、発注者に提出すること。

第4 参加資格

次に掲げる(1)から(7)のいずれにも該当する者が、この公募型プロポーザルに参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領又は奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は

申立てをなされなかった者とみなすこと。

- (4)平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (5)平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなすこと。
- (6)物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月27日奈良県告示425号）による競争入札参加有資格者のうち、営業種目Q4（検査・分析・調査業務）で登録している者であること。
- (7)平成30年度以降において、国または地方公共団体からの次に示す計画策定に関する業務の履行実績を有すること。

※エネルギービジョン、環境基本計画、地球温暖化対策実行計画 等

第5 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、参加申込書及び提案書を指定期限までに提出してください。提出方法は、持参または郵送によることとし、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、提出期限必着とします。

なお、提出された参加申込書等の内容、参加資格について審査し、その結果を通知（企画提案書提出依頼又は非選定通知）します。要件を満たさない団体については企画提案書を提出することはできません。

1 参加申込書（様式1～様式3）の提出

(1)提出期間

令和6年3月29日（金）から令和6年4月12日（金）まで

（開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とします。）

(2)提出場所

（令和6年3月31日まで）

奈良県 水循環・森林・景観環境部 環境政策課 エネルギー・温暖化対策係

〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁舎主棟2階

（令和6年4月1日以降）

奈良県 環境森林部 脱炭素・水素社会推進課 脱炭素企画係

〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁舎主棟2階

(3)提出方法

持参または郵送に限る。なお郵送の場合は簡易書留など記録が残る方法で送付してください。

(4)提出書類

- ・参加申込書【様式1】 1部
- ・事業者概要【様式2】 1部

2 提案書の提出

(1) 提出期間

令和6年4月12日（金）から令和6年4月19日（金）まで

（開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とします。）

(2) 提出場所

（令和6年3月31日まで）

奈良県 水循環・森林・景観環境部 環境政策課 エネルギー・温暖化対策係

〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁舎主棟2階

TEL：0742-27-8016 FAX：0742-22-1668

E-mail：energy-kankyo@office.pref.nara.lg.jp

（令和6年4月1日以降）

奈良県 環境森林部 脱炭素・水素社会推進課 脱炭素企画係

〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁舎主棟2階

TEL：0742-27-8031 FAX：0742-27-5280

E-mail：energy-kankyo@office.pref.nara.lg.jp

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。なお、郵送の場合は簡易書留など記録が残る方法で送付してください。

(4) 提出書類

ア 企画提案書（表紙のみ指定様式【様式4】、その他、A4用紙10枚程度にまとめる。参考資料の添付可。）

「（仮称）奈良県脱炭素戦略」策定支援業務に係る実施方法に関し、以下の（ア）～（ウ）について、具体的に記載してください。

（ア） 業務理解度

（イ） 調査及び評価・分析の手法・進め方

（ウ） アウトプットのイメージ

イ 事業者概要（様式自由）

会社名、所在地、代表者、設立年月日、資本金、年間売上高、従業員数、主な業務内容等の記載された事業者概要書を提出してください。

ウ 実施体制（様式自由）

業務の実施体制について、管理技術者、担当者等を明記し、各人の過去の業務実績及び所有資格等を記載ください。

エ 受注実績（様式自由）

上記「第4 参加資格」の(7)の業務実績を記載し提出してください。

オ 見積書（様式自由、内訳明記）

費用は委託者選定の評価項目とするとともに、契約の参考とします。

(5) 提出部数

上記(4)ア～オの提出部数については、正1部、副8部とします。

※正本以外については、提案者を特定することができる内容の記述（具体的な社名やロゴマーク等）を記載しないでください。記載がある場合はその項目を無効とします。

第6 質問及び回答

1 受付期間

令和6年3月29日（金）から令和6年4月8日（月）まで
（開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とします。）

2 質問方法

質問書【様式5】に質問内容を記入し、事前連絡の上、FAX または電子メールにて送付してください（審査の内容に関係しない軽易な質問内容を除き、電話または口頭による質問は受け付けません。）。

3 提出先

第5. 2.（2）の提出場所と同じ。

4 質問内容に対する回答

質問内容に対する回答は、令和6年4月10日（水）午後5時までに、奈良県環境森林部脱炭素・水素社会推進課ホームページに掲載します。

※質問者への個別の回答は行いません。

※公表の際、質問者名は明示しません。

第7 委託事業者の選定

1 プロポーザル選定評価委員会（以下、評価委員会という。）におけるヒアリングの実施

(1) 開催日時等

参加申込者に対して別途通知します。

(2) 開催方法

オンライン形式で実施します。

※オンライン形式での評価委員会では、事業者の名称を伏せて参加すること。

※評価委員会におけるヒアリングは先に提出された提案書のみにより実施し、パワーポイント等のスライドの共有はできません。

※参加URLは、開催日時等と併せて通知します。

(3) 審査

別表の「（仮称）奈良県脱炭素戦略」策定支援業務委託事業者評価基準」に基づき審査を行い、最も高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定します。

(4) 結果通知

審査結果は、全参加者に通知します。

第8 契約の締結

審査の結果、選定された最優秀提案者を受託者とし、業務委託契約を締結します。

契約額は、提案書を参考に、最優秀提案者との協議により業務実施仕様書を確定した後に決定するものとし、契約に際しては、正式の見積書を提出していただくことになります。

なお、この協議が不調に終わった場合には、原則、審査において次点となった参加者を受託者として、同様の手続きを行うこととします。

第9 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- 1 最優秀提案者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3 最優秀提案者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4 最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5 3及び4に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記1から5のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7 本契約に係る下請契約等に当たって、上記1から5のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記6に該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

第10 契約の解除

契約締結後、契約者について上記「第9 契約の不締結」の1から7までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、上記「第9 契約の不締結」の1、3、4及び5中「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

また、提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合は、契約を解除し、委託先を変更することを妨げないものとします。

第11 留意事項

1 内容の承諾

本プロポーザルに参加する者は、提案書の提出をもって、本説明書の記載内容を承諾したものと見なします。

2 提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しません。なお、これらの書類については、本業務以外の目的では使用しません。

3 提案書の追加、修正等

提出された提案書の差替え及び追加、削除は、理由の如何に関わらず一切認めません。

4 提案等にかかる費用負担

提案書類の作成、提出等に要する費用は各参加者の負担とします。

5 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 上記「第4 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提案書等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) その他不正な行為があったとき。

6 入札参加停止措置の取り扱い

提出書類の提出後、契約締結までの手続期間中に参加者が入札参加停止措置の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。また、該当する者が受託者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行います。

7 提案の辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに、上記「第2 一般事項」の「5 問合せ先」まで連絡するとともに、書面にて辞退の届け出をしてください。

8 再委託等の禁止

受託者は、本件業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合はこの限りではありません。

9 遵守事項

平成27年4月1日に奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号。以下、「条例」という。）が施行されました。本業務を受注しようとする者は、条例で規定される以下の遵守事項等を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定によ

り減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。)の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

(3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

10. その他

その他の定めのない事項については、奈良県契約規則(昭和39年5月25日奈良県規則第14号)に従うものとします。

「(仮称) 奈良県脱炭素戦略」策定支援業務委託事業者評価基準

| 評価項目 | | 評価基準 | 配点 |
|------------------------|--------------------------|-------------------------------|-------|
| (1) 企画提案力 (配点 50 点) | 業務理解度 | ①事業趣旨を的確に捉えているか | 5 点 |
| | 調査及び評価・ 分析の手法・ 進め方 | ②調査及び評価・分析の目的・対象・手法が明確であるか | 10 点 |
| | | ③合理・客観的根拠を備えているか | 5 点 |
| | | ④地域特性を踏まえた提案がなされているか | 10 点 |
| | | ⑤国等の最新の動向を踏まえた提案がなされているか。 | 5 点 |
| | アウトプットの イメージ | ⑥具体的な内容を提示しているか | 15 点 |
| (2) 業務遂行力 (配点 40 点) | 業務実施体制 | ⑦実施体制の充実度 ・実績を有する人材の配置できるか | 15 点 |
| | | ⑧スケジュール ・適切かつ具体的な工程か | 10 点 |
| | 業務実績 | ⑨過去の業務実績 ・十分な実績があるか | 15 点 |
| (3) 見積価格 (配点 10 点) | | ⑩所要経費の効率・妥当性はあるか | 10 点 |
| 合計 | | | 100 点 |

※各選定委員は、提出書類に基づき、別紙「「(仮称) 奈良県脱炭素戦略」策定支援業務委託企画提案書評価表」に記載の項目について評価する。

※各選定委員の評価点数の総得点が最も高いものを委託（契約）業者とする。ただし、各選定委員の評価点数の総得点が 6 割未満である場合は、契約者として選定しない。

※審査の結果、評価点が同点の場合は、「企画提案力ー業務遂行力ー見積価格」の順で、各選定委員の評価点数の総得点が高いものを委託（契約）業者とする。

※提案者が 1 者の場合は、評価点の総得点が 6 割以上で、かつ契約の相手方として適当であると委員会で承認されたものについては、当該提案者を契約者として選定することとする。